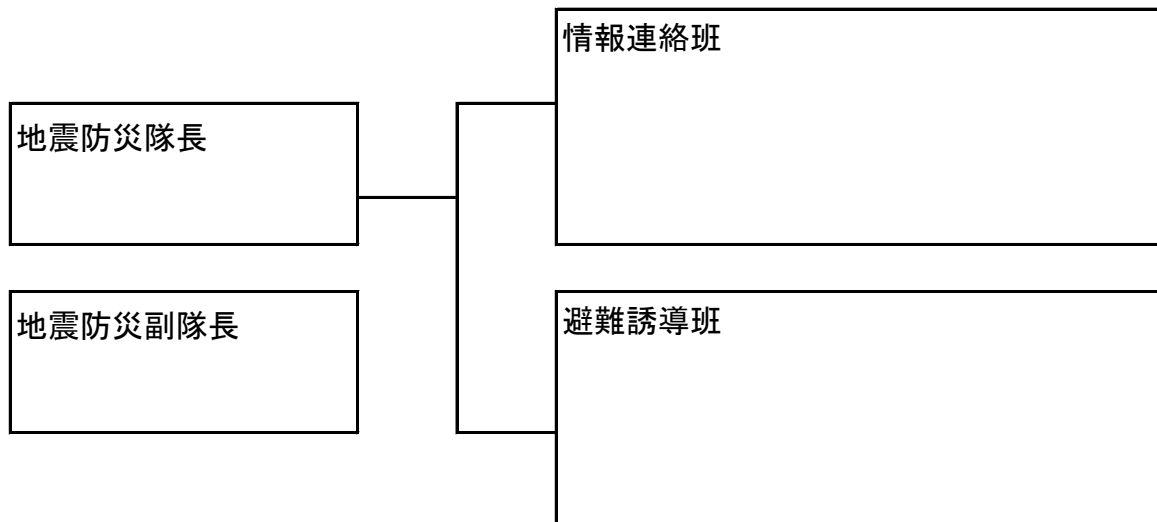


別表第1

## 地震防災隊組織表



## 地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集に当たらせること。</li> <li>2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な事項について周知すること。</li> <li>3 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。</li> </ol>
情報収集連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告するものとする。</li> <li>2 隊長の指示に基づき、地震津波に関する情報及び隊長の命令の内容及び防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。</li> <li>3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。</li> </ol>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震の発生または隊長の指示に基づき、速やかに建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨をただちに隊長に報告すること。</li> <li>2 隊長のから避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。</li> <li>3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。この場合、避難路の積雪や凍結等に考慮すること。</li> <li>4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認しただちに隊長に報告すること。</li> </ol>